

非正規雇用職員セミナー「社会教育施設で働く非正規雇用職員」チャット

質問 1: 博物館法改正で、「ジェンダー問題」がある、とありましたが、具体的にどういうことを指しているのでしょうか。

持田: やはり現職の学芸員から館長など管理職への登用が少なく、館長など管理部門の職に女性割合が非常に低い点が、今年の博物館大会でもこの春の国会審議でも課題となっていました。

参加者: 佐藤さん、「自由に関する宣言」を守ることは、一般行政職員が牛耳る昨今の図書館では、正規司書でも日々闘いでした。もちろん、雇用を打ち切られる心配がなかったから、言いたいことを言えたのですが。そこは、本当に大切だと思います。

持田: 研修の問題は博物館でも同様の傾向にある気がします。

持田: 人事院勧告にもとづき職員給与の改訂が行われる際、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、先般、当町の職員組合（自治労浦幌町職）でも交渉をおこないました。

参加者より情報提供: https://www.soumu.go.jp/main_content/000788995.pdf

令和 4 年 1 月に目された総務省からの通知ですが、とても強い武器になる通知だと考えています。

持田: こうした総務省の通知などを活用し、労働組合で各職場の条件改善要求を繰り返して求めていく実践は大切に思っています。同時に、地方議会の議員に質問をしてもらいような働きかけも重要に思っているところです。

意見: 公立学校の教員は正規採用において受験年齢制限を撤廃する都道府県が増えており、司書や学芸員など知識や経験が必要な専門職だからこそ正規採用も受験年齢に上限を設けずに採用すべきだと思います。

意見: 持田さんもおっしゃっていた、「経験の蓄積」、市民との関係を築くこと、専門職の研修・スキルがマネジメントにつながらない、といった課題は、共通だと思いました。

持田: 任用資格の問題は、非常にあると思っています。たとえば、ある自治体では、実際には博物館に学芸員を配置していないのにも関わらず、庁内に資格を持つ者がいるというだけで、統計上は「配置していることにしている」というケースがあることがわかっています。実態と乖離した統計の是正は急務に感じています。

質問2：図書館司書や博物館学芸員を、専門職正規採用をしている自治体はどのくらいあるのかといった調査はありますか？

参加者：図書館司書についての専門正規職員についての調査はないと思います。

持田：博物館については、講演のなかで紹介した、日本博物館協会の「博物館総合調査」が参考になると思います。

参加者：司書も「有資格者」は数えていても、「司書採用・任用」されている人の統計はありません。

参加者：博物館の「数」について、博物館のシンクタンク株式会社丹青研究所の Museum Data では8000以上、とされています。

質問3：持田さん、ということは、学芸員資格を持たずに学芸員を発令されている人もいるんですか？

持田：「学芸員」としての発令をせずに学芸業務をさせているところがあるという意味ですね。また、一定の資格や経験年数によっては、「学芸員補」という形で働いている方もおられます。ケースとしては少ないと思います。

参加者：国立館や県立博物館では「学芸員」という発令がないこともあるかと思います。研究員やその上に上席などがつく例があります。

持田：文化財系も学芸員とは別に「文化財技師」という形で置いているケースもありますね。

参加者：以前は、採用時に学芸員資格を持っていれば学芸員、持っていなければ文化財主事などの職種で採用していました。

参加者：学芸員は国家資格です。学芸員の資格を持っていなくても、学芸員という職種にしている方はけっこういます。

参加者：学芸員というのが、国家資格を指すのか、発令職なのか、実質的な仕事なのか、いろいろで議論の土台が作りにくいですね。

持田：そう思います。国家資格とはいっても、任用資格であることの、ある種の弱点がこういうところにあるのかなあと感じているところです。

参加者：学芸員はなかなか難しいのですね。旭川の博物館は色々課題がありますが、資料保存の方法であらとしたことがあるので、資格職の必要性を正直感じております。持田さんのお話で、理由が何となく解りました。

参加者: 本日、ほとんど話が出ていませんが、大学の課程で博物館学芸員を取得して卒業する学生が毎年、数千人（1万人に近かった）ですが、学部卒で学芸員採用されるのは1%ほど、という調査もあります。

参加者: 施設管理、清掃、警備で働いている方のことは、図書館の非正規雇用の問題でもあまり重視されていなかったと思います。

持田氏: いま学芸の話しかしませんでした。施設管理の指定管理問題はたしかにあると思います。この点の問題としては、公契約条例の問題と非常にリンクしていると思いますし、派遣労働の問題とも絡んでくると思っています。

持田氏: 関連して、しばらく正規職員の採用が無かった時代があったせいで、年齢構成にアンバランスが生じてしまい、即戦力としての40代の中途採用が行われるようになっていくという状況もあります。この場合、採用時に学芸員としての業務実績が求められますので、非正規雇用で何年間か現場実績のある方を採用しているケースもあるようです。ただ、就職氷河期世代はこれにもひっかからず、みんな苦勞しています。

参加者: 学芸員の場合には、大学での必用単位が12から19単位になったことで、講師をそろえるのが難しく講座を持つ大学が減っていると聞いたことがあります。もう一つは、やはり博物館に就職できない、ということがひろまって、学生が減ってきたという話を大学の先生にきくこともあります。

持田: いまの学生さんは、就職については厳しい社会環境を見て育っているせいか、かなりシビアに職を絞って見ている感じはありますね。

参加者: 社会教育士の実習先で、図書館にくる学生さんもいらっしゃいます。

参加者: 持田さんがおっしゃっておられた、博物館の館だけではなく職や人に関する横断的な組織は重要だと思います。例えば、これだけ雇用の不安定化やワーキングプアが問題化している中で、しかし業務の専門性・特殊性を考えると、市役所職員の労働組合とは別に、博物館や社会教育施設に横断的な労働組合が必要だと思います。ひいては、施設の永続や、市民の学習権の保障にも資するはずで、全国横断型労働組の設立には、強く賛同します。

参加者: 本日あまりでなかった話題として、博物館が文化観光施設として自治体・社会から

役割を求められていることが挙げられます。博物館法の 2022 年 4 月改正の事項です。2023 年 4 月の施行以降、どのようになるか、注目していきたいです。

本日はきわめて有意義な集まりだったかと思います。博物館の仲間にもできるだけ共有していきたいです。ありがとうございました。

参加者: 指定管理で働く立場からも、この状況を何とかしたいけれど、会社の組合でもなく、行政でもないと感じています。なので、全国横断型の労働組合について、一緒になにかできればと思います。